

貝塚市水道事業経営戦略

(令和6年度改定)

令和7年3月改定

貝塚市上下水道部

1. 経営戦略の趣旨	1
(1) 経営戦略策定の趣旨	1
(2) 経営戦略改定の趣旨	1
(3) 経営戦略の位置づけ	1
2. 事業概要	2
(1) 事業の現況	2
(2) これまでの主な経営健全化の取組	5
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	6
3. 将来の事業環境	8
(1) 給水人口の予測	8
(2) 水需要の予測	9
(3) 料金収入の見通し	11
(4) 組織の見通し	12
4. 経営の基本方針	13
5. 投資・財政計画（収支計画）	15
(1) 投資・財政計画（収支計画）	15
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	19
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	24
6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	27

貝塚市水道事業経営戦略（令和6年度改定）

団 体 名 : 貝塚市上下水道部

事 業 名 : 貝塚市水道事業

策 定 日 : 令和7年3月

計 画 期 間 : 令和6年度 ～ 令和15年度

1. 経営戦略の趣旨

（1）策定の趣旨

本市水道事業は、昭和9年6月の創設以降、市勢の発展とともに拡張を続け、平成29年4月に大川・秬谷地区への給水が実現したことにより、水道普及率は100%に達しました。

また本市では、平成21年に策定し、平成26年2月に見直しを行った「貝塚市水道事業基本計画（第2次アクア計画 C-21）」に基づき、近隣地域に比較して安価な水道料金で、安全な水道水の安定的な供給を図ってきました。

しかしながら、少子高齢化に伴う給水人口の減少や節水機器等の普及による水需要の減少により水道事業も今後ますます厳しい経営を強いられることが予想されます。一方で、本市の管路については、昭和40年代から50年代にかけて布設されたものが多く存在しており、その耐震化も含め、順次老朽化した管路を更新するには多額の費用が必要となります。

このような状況を踏まえ、令和元年6月に「貝塚市水道事業基本計画（第2次アクア計画 C-21）」を改訂し、「未来へつなぐ安全・安心な水道水」を基本理念とする「かいづか水道ビジョン2019」を取りまとめるとともに、その個別計画として、更なる経営の効率化を進めるため、中長期的な経営の基本計画となる「貝塚市水道事業経営戦略」を策定しました。

（2）改定の趣旨

中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財務マネジメント向上の柱と位置付けられるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、定期的な見直しを行うことが重要です。

令和元年の策定から5年を経過したことに伴い、投資・財政計画を更新することで、社会情勢や水需要の変化に対応した内容となるよう改定するものです。

（3）経営戦略の位置づけ

経営戦略は、「かいづか水道ビジョン2019」とともに、「第5次貝塚市総合計画」に掲げている「安全な水を安定して供給し、健全な水循環を維持する」を実現するための中長期的な経営の基本計画で、この経営戦略を踏まえ毎年度の予算編成を行います。今回の改定における計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

※ 令和6年3月

供用開始年月日	昭和11年4月	計画給水人口	90,100 人
法適（全部・財務） ・ 非 適 の 区 分	法適（全部）	現在給水人口	82,146 人
		有収水量密度	3.48 千m ³ /ha

② 施設

※ 令和6年3月

供 用	☒ 表流水 , ☐ ダム , ☐ 伏流水 , ☒ 地下水 , ☒ 受水 , ☐ その他 （複数選択可）			
施 設 数	浄水場設置数	2	管 路 延 長	382 千 m
	配水池設置数	6		
施 設 能 力	36,170 m ³ /日		施 設 利 用 率	71.2 %

③ 料金

■料金体系の概要・考え方

本市水道事業の料金体系は、用途別に区分した基本料金と超過料金で構成しています。超過料金は、使用水量に応じて逓増度を考慮した料金体系となっています。

なお、資産維持費は見込んでおりません。

図表 1 料金表

1ヶ月分(H14.4.1改定)

用途	基本料金		超過料金(1m ³ につき)	
	水量	金額	水量	金額
家事業務等 小口使用	10m ³ 以下	940円	11～20m ³	125円
			21～30m ³	175円
			31～50m ³	210円
			51～100m ³	220円
			101～200m ³	235円
			201～500m ³	250円
			501～1000m ³	275円
			1001m ³ 以上	300円
官公用	20m ³ 以下	4,100円	21～50m ³	235円
			51～100m ³	245円
			101～500m ³	255円
			501～1000m ³	265円
			1001m ³ 以上	275円
湯屋用	200m ³ 以下	11,000円	201m ³ 以上	65円
	500m ³ 以下	27,500円	501m ³ 以上	
業務工場等 大口使用	200m ³ 以下			
	13～20mm	32,500円	201～500m ³	250円
	25mm	33,500円		
	40mm	34,500円	501～1000m ³	275円
	50mm	35,500円		
	75mm	44,500円	1001m ³ 以上	300円
	100mm	62,500円		
	150mm	125,500円		
家事共用	6m ³ 以下	240円	7～50m ³	60円
			51m ³ 以上	90円

6ヶ月分(H14.4.1改定)

用途	基本料金及び超過料金
臨時用	基本料金1,500円と使用水量1m ³ につき、500円の割合で計算した額の計

※水道料金は、上記により算出した額に消費税等相当額を加算した額となります。

■料金改定年月日（消費税のみの改定を除く）

平成14年4月1日

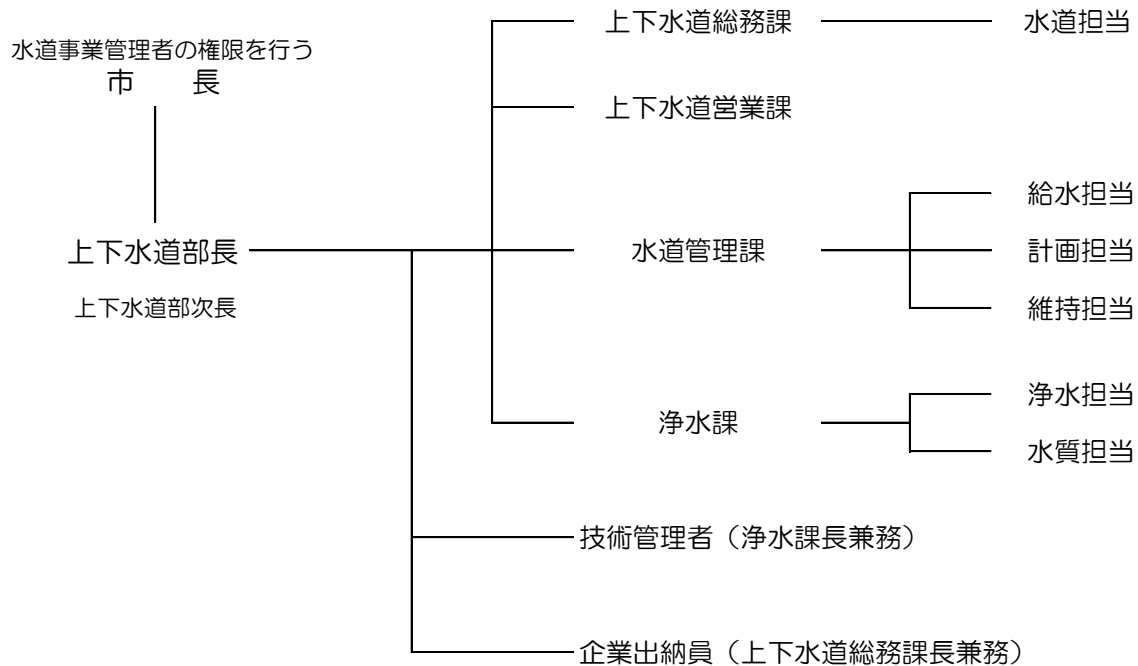
④ 組織

■組織体制

令和6年度現在の水道事業に携わっている組織体制は下図のとおりであり、上下水道総務課、上下水道営業課、水道管理課、浄水課の4課で構成されています。

図表2 組織体制図

※令和6年4月



※水道事業に係る担当のみ表記しています。

■職員数

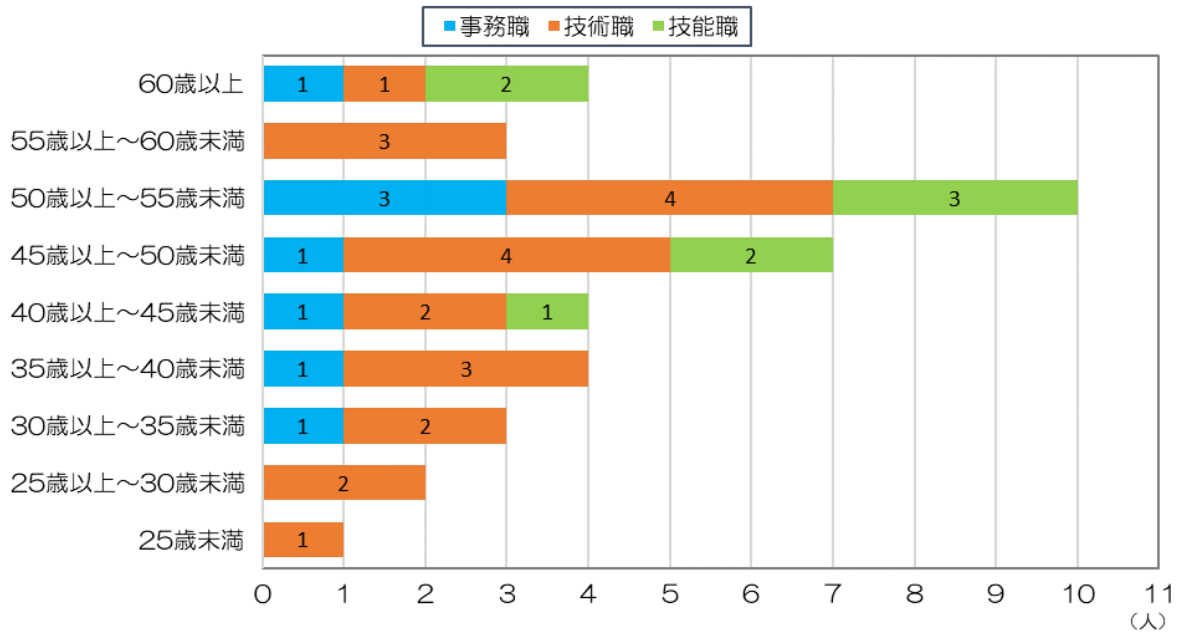
令和5年度末の職員数（会計年度任用職員を除く）は、上下水道総務課、上下水道営業課、水道管理課、浄水課の4課の合計で38名となっております。

■職員構成

令和5年度における職員の年齢構成を見ると、50歳以上の職員が全体の約45%と多数を占めており、年齢の偏りが見られます。しかし、技術職については、計画策定時である令和元年度に比べ年齢の偏りが解消されています。

図表 3 職員の年齢別構成（会計年度任用職員を除く）

令和6年3月31日現在



（2）これまでの主な経営健全化の取組

貝塚市水道事業において、これまでに実施した主な経営健全化の取組は次のとおりです。

- 組織・体制及び職員定数の見直し
- 津田浄水場の夜間休日運転管理の民間委託化と職員の削減
- 料金収納業務（窓口業務）・検針業務等の民間委託化と検針嘱託員の削減
- 市の行財政改革プランに準じた給料の一部カット及び各種手当の見直し
- 企業債の繰上償還による利息負担の軽減
- 蕎原簡易水道事業の統合

その他、経営健全化につながる様々な方策に取り組んでいます。

- 浄水処理コストの安い自己水源の有効活用
- 管路布設時に耐震性及び耐久性の高い管種を採用することによる管路長寿命化
- 毎年度の漏水調査の実施と漏水の早期発見・修繕による漏水量の低減
- 津田浄水場更新事業に伴う省エネ機器の導入

（３）経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知））を次ページに添付します。

① 経営の健全性・効率性について

令和2年5月から実施してきた新型コロナウイルス感染症に対する経済的支援策としての水道料金の基本料金の減額措置が、令和4年4月に終了したことから、令和3年度に比較して、料金回収率は10ポイント以上増加しましたが、類似団体平均値を8ポイントほど下回っています。減額措置の終了に伴い、経常収支比率も、前年度より5ポイント以上上昇しましたが、水道料金の減額に対する一般会計からの繰入がなかった結果、経常収支比率は100%を下回り、類似団体平均値を約10ポイント下回りました。

こういった状況の中で、自己水と大阪広域水道企業団からの受水のバランスを保ちながら施設の有効活用に努めており、施設利用率及び有収率は、類似団体平均値に比べて高い水準を保っています。

② 老朽化の状況について

施設の更新等の必要度合いを示す有形固定資産減価償却率は、以前は類似団体平均値を上回っていましたが、平成27年度から平成30年度にかけて実施した浄水場の更新事業の結果、類似団体平均値を下回っています。

管路については、管路経年化率は、類似団体平均値に比べ、上昇傾向は緩やかですが、今後も法定耐用年数を経過するものが増加するため上昇傾向が予測されます。令和元年度に作成した施設整備計画に基づき、優先順位等を勘案しながら布設替工事を計画的に進めており、令和4年度の管路更新率は、令和3年度より上昇し、2年連続で類似団体平均値を上回りました。

③ 全体総括

令和2年5月から実施してきた新型コロナウイルス感染症支援策としての水道料金の基本料金の減額措置が、令和4年4月に終了したことから、令和4年度の給水収益は令和2年度・令和3年度に比べ大幅に増加したものの、令和3年度に続き2年連続の赤字決算となりました。今後も給水収益の減少傾向は継続する見込みであり、厳しい経営状況が見込まれますが、新型コロナウイルス感染症の影響等を見極めながら、収支均衡に向けた議論を進める必要があります。

施設については、危機管理面において有効で経営的に有利な自己水を維持し、管路についても最新の材料を導入するなど老朽化対策等を実施していきます。

今後は、アセットマネジメントを活用しつつ、水道ビジョンや経営戦略に基づき、適正な料金水準・料金体系等のあり方の検討や計画的な施設の更新に取り組んでいく予定です。

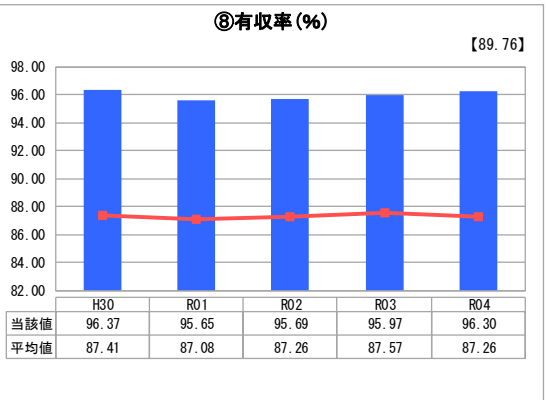
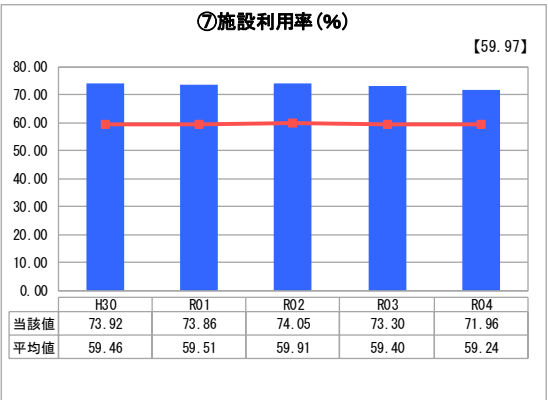
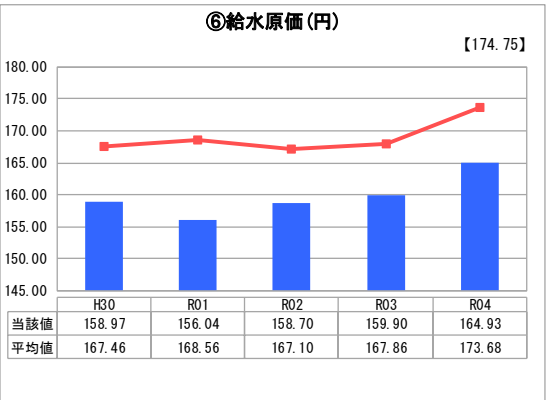
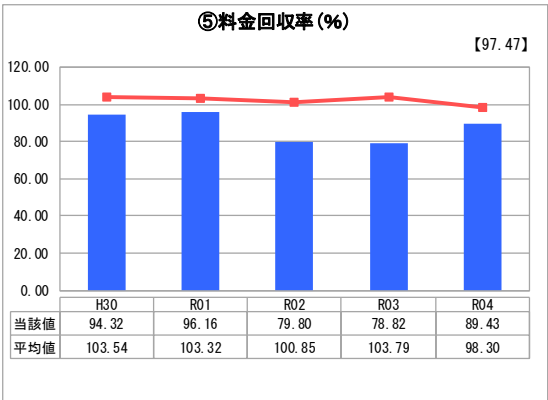
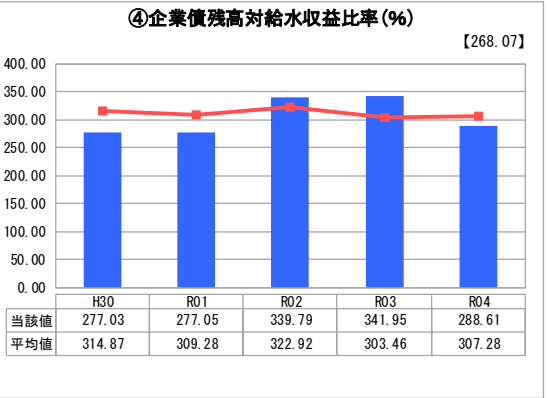
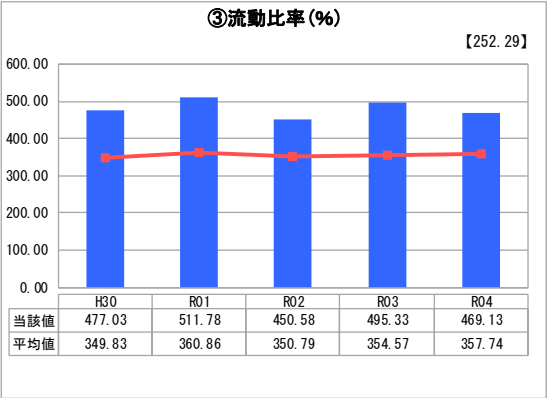
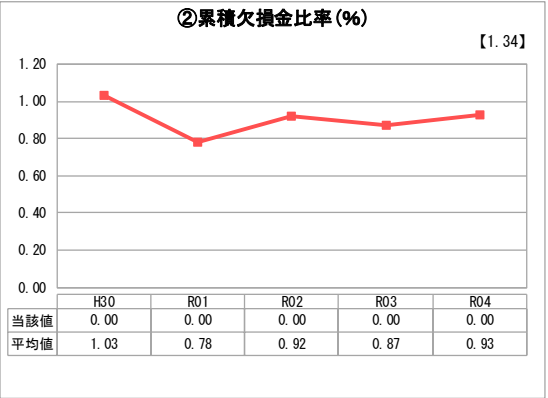
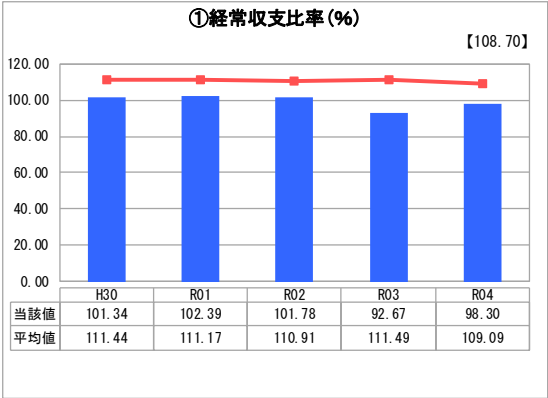
図表 4 経営比較分析表（令和4年度決算）

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)	
-	72.56	100.00	2,409	

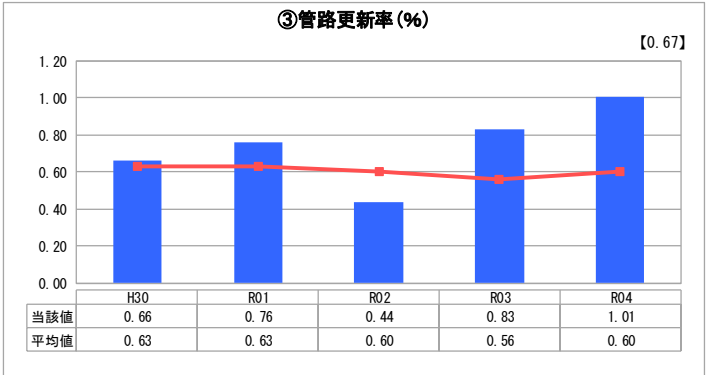
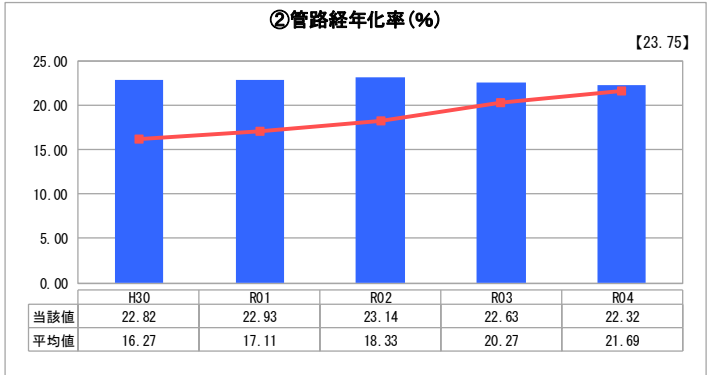
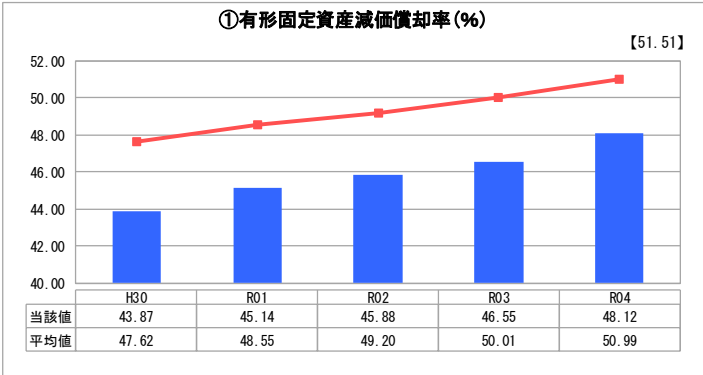
人口(人)	面積(k㎡)	人口密度(人/k㎡)
83,156	43.93	1,892.92
現在給水人口(人)	給水区域面積(k㎡)	給水人口密度(人/k㎡)
82,962	25.90	3,203.17

グラフ凡例
■ 本市の値
— 類似団体平均値
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



3. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

本市水道事業の給水人口は、年々減少しており、令和5年度末において82,146人となっています。令和元年度に策定した貝塚市水道事業経営戦略の給水人口は、平成27年（2015年）10月に本市が策定した「貝塚市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（以後、「人口ビジョン」と表す。）の数値を採用しました。人口ビジョンでは、令和2年（2020年）の人口を87,157人と予測していましたが、平成28年（2016年）以降、増減率のマイナス振れ幅が拡大し、令和2年（2020年）時点では84,742人まで減少し、予測を下回っています。また、令和7年（2025年）の人口を86,700人と予測していましたが、令和5年（2023年）時点で82,146人と予測を下回っています。

これらのことから、今回の貝塚市水道事業経営戦略の改定にあたり、令和6年度以降の給水人口については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）」の人口予測を基に見込むことに変更しました。

図表5 給水人口の予測



（２）水需要の予測

給水人口の予測値や給水量の実績値とその傾向に基づいて、将来の水需要を予測しました。

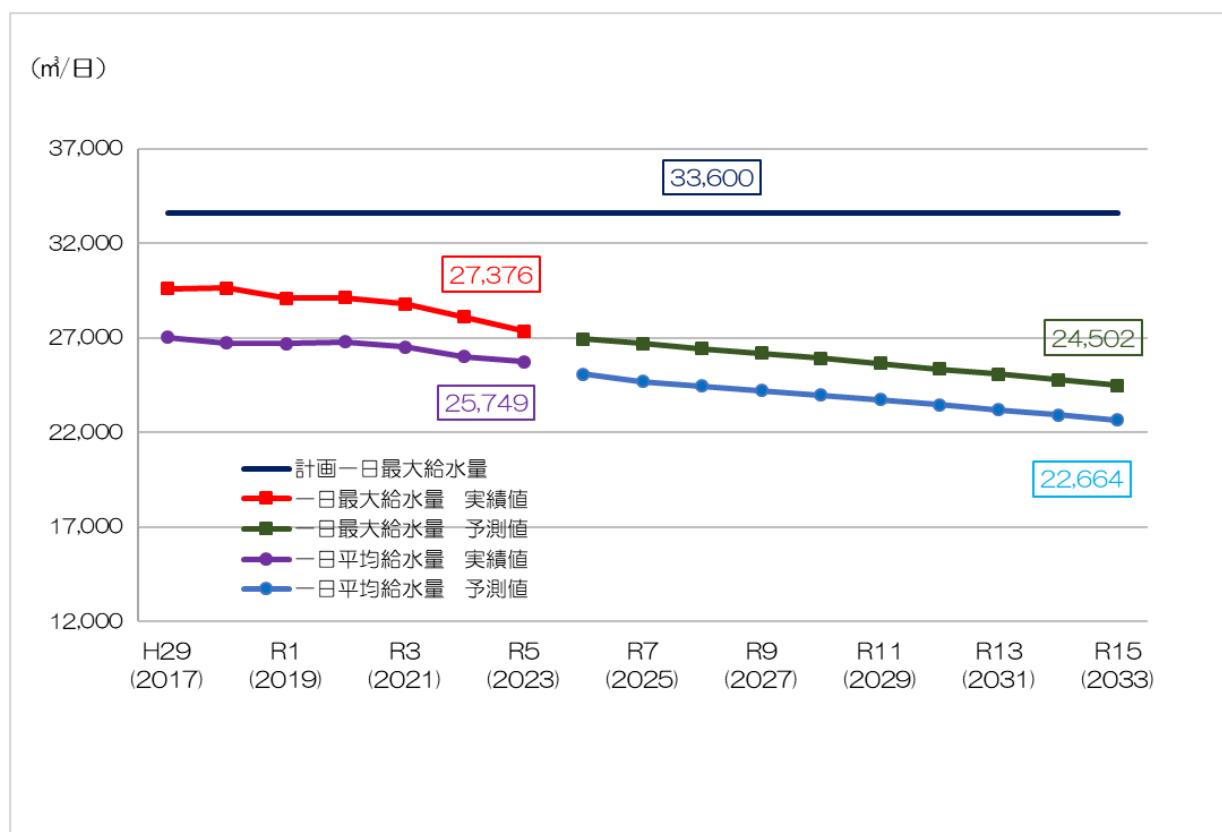
図表 6 水需要予測の方法・考え方

項目	予測方法・考え方
行政区域内人口	■ 社人研「日本の地域別将来推計人口（令和５年（2023）年）推計」の推計値を採用
給水人口	■ $\text{給水人口} = \text{給水区域内人口} = \text{行政区域内人口} \times (\text{給水普及率} 100\%)$
生活用水量 （生活用原単位）	■ $\text{生活用水量} = \text{給水人口} \times \text{生活用原単位}$ （一人一日生活用水量） 節水型機器（洗濯機、水洗トイレ、食器洗い機など）の普及に伴う原単位の減少と水洗化率の向上や世帯構成人員の減少に伴う原単位の増加をシナリオとして設定できる水仕様構造モデルを用いて推定
業務営業工場用水量	■ 令和６年度から令和１１年度までについては、令和３年度から令和５年度の平均とする。その後、過去の減少傾向を勘案し、令和１２年度から令和１５年度までは、前年度比０.５％の減少を見込む。
その他用水量	■ 令和３年度から令和５年度の平均とする。
有収水量	■ $\text{有収水量} = \text{生活用水量} + \text{業務営業工場用水量} + \text{その他用水量}$
一日平均給水量 （有収率）	■ $\text{一日平均給水量} = \text{有収水量} \div \text{有収率}$ 過去５年間の有収率は、95.6％から96.3％の間で推移しており、その最大値である96.3％を将来もこれを維持するものとして採用
一日最大給水量 （負荷率）	■ $\text{一日最大給水量} = \text{一日平均給水量} \div \text{負荷率}$ 過去５年間の負荷率の推移は、91.8％から94.1％の間で推移しており、将来値は過去５年間の平均値である92.5％を採用

図表7のとおり、給水量は、給水人口と同様に減少傾向にあり、令和5年度における一日平均給水量は25,749m³/日、一日最大給水量は27,376m³/日となっており、計画一日最大給水量（33,600m³/日）の約8割となっています。

給水量は、将来も減少する見通しであり、改定後の経営戦略の計画目標年度である令和15年度における一日平均給水量は22,664m³/日、一日最大給水量は24,502m³/日と推計しています。

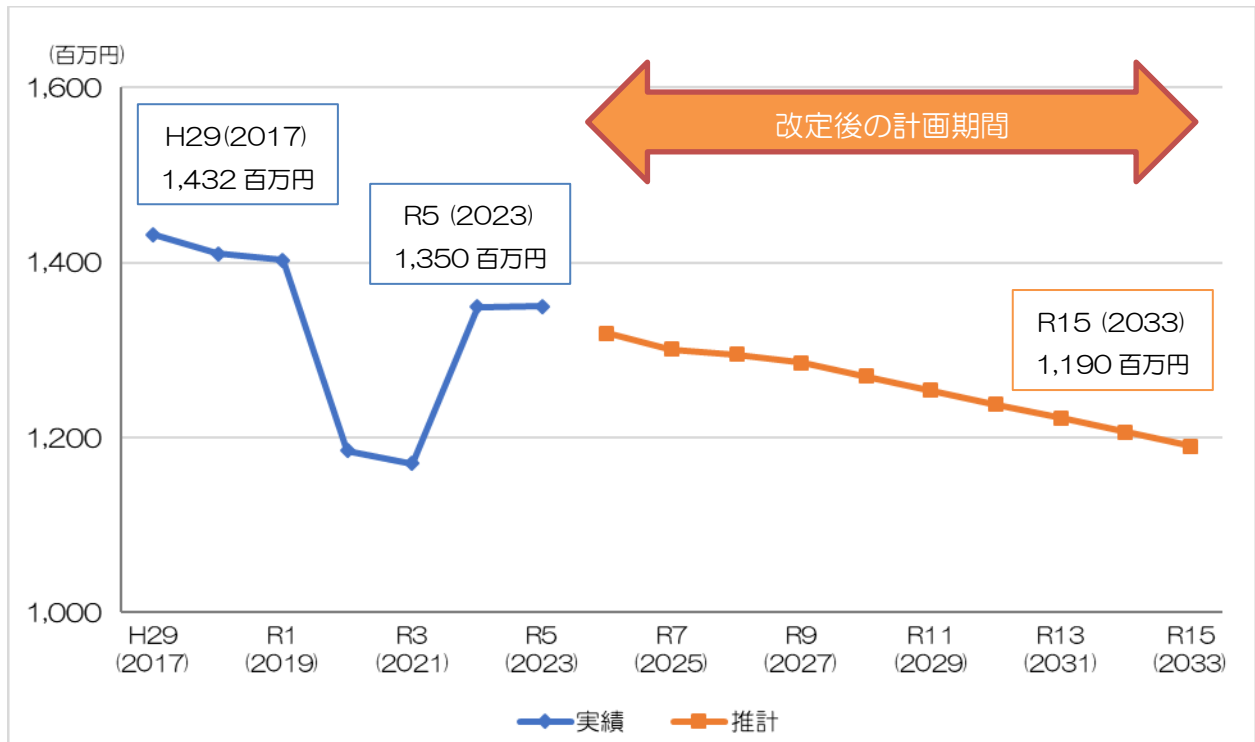
図表 7 給水量の予測



(3) 料金収入の見通し

水道料金を据え置く場合の給水収益の見通しは、次のとおりです。令和2年5月検針分から令和4年4月検針分までの2年間、新型コロナウイルス感染症に対する経済的支援策として水道料金の基本料金の50%を減免したため、給水収益は大きく減少しました。減免終了後の給水収益については、給水人口の減少に伴い有収水量も減少していくことが予想されるため、給水収益についても減少していくことが見込まれます。

図表 8 給水収益の見通し



（４）組織の見通し

本市水道事業では、管路の修繕業務や浄水場の管理運営業務を直営で実施しており、漏水事故等発生時の迅速かつ適切な対応につながっていると考えています。事業にとって人件費の縮減は課題のひとつですが、危機管理面やお客さまサービスを低下させずにメリットを見出す方策についてはさらなる研究が必要です。今後広域化等の大きな動きがなければ現状と同等の職員数で推移すると見込んでいます。

また、適切な職員数と人材の確保を図るため、年齢及び勤続年数が偏ることのないように長期的な人事マネジメントが求められます。国の政策や景気動向により特に技術職員の確保が困難な状況にありますが、今後増加する施設・管路の更新事業などを適切に実施していくためには、人材の確保について多様な手法を検討する必要があると考えています。

（現状の職員数や年齢構成については p4～p5参照）

4. 経営の基本方針

本市水道事業は、昭和9年6月に創設事業認可を受け、その後、給水区域の拡張とともに、給水人口の増加等に伴う水需要の高まりに対応するため、第1次から第7次までの拡張事業を行ってきました。平成29年4月の大川・秬谷地区への給水開始により、本市の水道普及率100%を実現しています。

これからの事業運営にあたっては、更新を必要とする水道施設の増加、渇水や風水害、地震等の非常事態への対応、水需要の減少に伴う収益の減少等、多くの課題がありますが、本市水道事業は、時代とともに変化するお客さまのニーズに合わせて永続的に質の高い水道サービスを提供していく必要があります。

したがって、市民生活に欠くことのできない、命の水、安全で安心できる水道水を、これからも絶えることなくお客さまのもとへお届けするために、『未来へつなぐ 安全・安心な水道水』を基本理念として掲げます。また、「基本理念」の実現に向け、厚生労働省の「新水道ビジョン」にならい「安全」「強靱」「持続」の3つの方向性から、以下のとおり「基本目標」を定めます。

基本理念

未来へつなぐ 安全・安心な水道水

基本目標

安全 安心して飲んでいただける安全な水道水の供給

強靱 いつでも使っていただける水道水の確保

持続 ずっと信頼していただける水道事業の確立



安心して飲んでいただける安全な水道水の供給

お客さまに安全でおいしいと感じてもらえる質の高い水道水を供給し、さらにはその水道水の安全性やおいしさのPRに努めます。

- (1) 水源の保全と水質事故の防止
- (2) 浄水処理施設の効率的な運転
- (3) 水道水の信頼性の向上
- (4) 貯水槽水道の管理と直結給水方式の推進
- (5) 鉛製給水管の解消



いつでも使っていただける水道水の確保

自己水と大阪広域水道企業団からの受水という「水源の二元化」を堅持するとともに、計画的な水道施設・管路の耐震化や危機管理体制の充実に努めます。

- (1) 現有水源の維持
- (2) 施設・管路の耐震化
- (3) バックアップ能力の向上
- (4) 危機管理体制の充実
- (5) 応急給水能力の向上



ずっと信頼していただける水道事業の確立

水道施設については、アセットマネジメントの考え方に基づき適正管理を行います。また、お客さまのニーズを的確に把握し、より信頼される事業運営の継続に努めます。

- (1) 施設・管路のメンテナンス
- (2) 施設・管路の計画的な更新
- (3) 経営基盤の強化
- (4) 職員構成の最適化と人材育成
- (5) 公正で適正な費用負担の検討
- (6) お客さまとのコミュニケーション
- (7) お客さまの利便性の追求
- (8) 地球温暖化対策の推進
- (9) 廃棄物の抑制とリサイクル
- (10) 国際協力

5. 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）

計画期間における投資・財政計画、原価計算表は次に示すとおりです。

■収益的収支

			(単位: 千円, 税抜き)									
区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	1,336,510	1,318,827	1,313,177	1,303,067	1,287,630	1,272,298	1,255,994	1,240,016	1,223,743	1,207,632
		(1) 料 金 収 入	1,318,548	1,300,861	1,295,211	1,285,101	1,269,664	1,254,332	1,238,028	1,222,050	1,205,777	1,189,666
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	185	189	189	189	189	189	189	189	189	189
		(3) そ の 他	17,777	17,777	17,777	17,777	17,777	17,777	17,777	17,777	17,777	17,777
		2. 営 業 外 収 益	452,330	456,516	455,328	453,030	431,800	425,201	418,832	410,680	405,943	398,316
		(1) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	135,644	134,496	133,953	132,235	115,249	109,709	103,996	96,499	92,416	85,898
		(3) そ の 他	316,686	322,020	321,375	320,795	316,551	315,492	314,836	314,181	313,527	312,418
		収 入 計 (C)	1,788,840	1,775,343	1,768,505	1,756,097	1,719,430	1,697,499	1,674,826	1,650,696	1,629,686	1,605,948
	支 出	1. 営 業 費 用	1,622,952	1,653,591	1,659,893	1,686,130	1,684,701	1,734,774	1,773,463	1,750,793	1,744,240	1,717,041
		(1) 職 員 給 与 費	310,756	337,818	339,306	340,802	342,305	343,816	345,334	346,860	348,394	349,935
		基 本 給 与 費	138,512	152,363	153,125	153,891	154,660	155,433	156,211	156,992	157,777	158,565
		退 職 給 付 費	40,138	40,138	40,138	40,138	40,138	40,138	40,138	40,138	40,138	40,138
		そ の 他	132,106	145,316	146,043	146,773	147,507	148,244	148,986	149,731	150,479	151,232
		(2) 経 費	683,155	682,168	678,079	674,137	670,080	689,825	685,227	680,715	676,065	671,466
		動 力 費	93,318	91,898	90,972	90,079	89,160	88,245	87,256	86,285	85,285	84,295
		修 繕 費	74,771	76,267	76,267	76,267	76,267	76,267	76,267	76,267	76,267	76,267
		材 料 費	4,947	5,046	5,046	5,046	5,046	5,046	5,046	5,046	5,046	5,046
		そ の 他	510,118	508,957	505,795	502,745	499,608	520,268	516,659	513,117	509,468	505,859
		(3) 減 価 償 却 費	629,041	633,605	642,508	671,191	672,315	701,132	742,901	723,217	719,780	695,639
		2. 営 業 外 費 用	288,190	293,703	295,910	302,386	310,487	319,065	331,238	335,258	338,647	343,253
		(1) 支 払 利 息	34,855	34,400	36,496	42,860	50,849	59,314	71,374	75,280	78,554	83,045
		(2) そ の 他	253,335	259,303	259,414	259,526	259,638	259,751	259,864	259,978	260,093	260,208
		支 出 計 (D)	1,911,142	1,947,293	1,955,803	1,988,515	1,995,188	2,053,838	2,104,701	2,086,051	2,082,886	2,060,294
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 122,302	△ 171,950	△ 187,298	△ 232,418	△ 275,758	△ 356,339	△ 429,875	△ 435,355	△ 453,200	△ 454,346
		特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特 別 損 失 (G)	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783	5,783
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 5,783	△ 5,783	△ 5,783	△ 5,783	△ 5,783	△ 5,783	△ 5,783	△ 5,783	△ 5,783	△ 5,783
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			△ 128,085	△ 177,733	△ 193,081	△ 238,201	△ 281,541	△ 362,122	△ 435,658	△ 441,138	△ 458,983	△ 460,129
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			417,711	239,978	46,896	△ 191,305	△ 472,846	△ 834,968	△ 1,270,627	△ 1,711,764	△ 2,170,748	△ 2,630,876
流 動	資 産 (J)		2,648,792	2,366,891	2,023,523	1,768,782	1,502,290	983,854	723,915	425,821	35,721	△ 329,650
	う ち 未 収 金		242,883	242,883	242,883	242,883	242,883	242,883	242,883	242,883	242,883	242,883
	負 債 (K)		637,649	633,251	615,326	592,465	581,679	581,470	606,619	629,767	649,428	572,254
	う ち 建 設 改 良 費 分		292,649	288,251	270,326	247,465	236,679	236,470	261,619	284,767	304,428	227,254
	う ち 一 時 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
う ち 未 払 金			246,270	246,270	246,270	246,270	246,270	246,270	246,270	246,270	246,270	246,270
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			0	0	0	15	37	66	101	138	177	218
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			0	0	0	0	0	0	0	0	305,892	671,263
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			1,336,325	1,318,638	1,312,988	1,302,878	1,287,441	1,272,109	1,255,805	1,239,827	1,223,554	1,207,443
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)			0	0	0	0	0	0	0	0	25	56
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			0	0	0	0	0	0	0	203,946	613,707	901,904
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			1,336,325	1,318,638	1,312,988	1,302,878	1,287,441	1,272,109	1,255,805	1,239,827	1,223,554	1,207,443
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)			0	0	0	0	0	0	0	16	50	75

■資本的収支

(単位:千円)

年 度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分												
資本的 収入 												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分											
収益的収支分		6,136	6,004	5,870	5,733	5,612	5,546	5,485	5,423	5,360	5,299
	うち基準内繰入金	6,136	6,004	5,870	5,733	5,612	5,546	5,485	5,423	5,360	5,299
	うち基準外繰入金										
資本的収支分		8,390	8,522	8,656	8,793	5,265	4,923	4,984	5,046	5,109	4,717
	うち基準内繰入金	7,890	8,022	8,156	8,293	4,765	4,423	4,484	4,546	4,609	4,217
	うち基準外繰入金	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
合 計		14,526	14,526	14,526	14,526	10,877	10,469	10,469	10,469	10,469	10,016

原価計算表

布設年月日

昭和 11 年 4 月

給水人口

82,146人(令和6年3月31日現在)

計算期間

自 令和 6 年 4 月至 令和 16 年 3 月
(10年間)

収 入 の 部				
項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)－(B)
料 金 (X)	円 1,349,560,654	千円 1,257,924	千円	千円 1,257,924
給 水 装 置 工 事 費	105,153	189		189
そ の 他	326,600,363	448,575	0	448,575
合 計	1,676,266,170	1,706,688	0	1,706,688

					支 出 の 部			
項 目		金 額						
		最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)－(B)			
原水及び浄水費	職 員 給 与 費	43,730,964	53,397	0	53,397			
	電 力 費	76,632,782	88,617	0	88,617			
	修 繕 費	40,642,474	42,884	0	42,884			
	薬 品 費	2,241,164	20,900	0	20,900			
	用 水 費	334,080,072	310,708	0	310,708			
	そ の 他	59,867,572	63,369	0	63,369			
小 計		557,195,028	579,875	0	579,875			
水質試験費	職 員 給 与 費	10,269,502	12,539	0	12,539			
	薬 品 費	437,723	404	0	404			
	そ の 他	4,119,238	3,802	0	3,802			
小 計		14,826,463	16,745	0	16,745			
配水及び給水費	職 員 給 与 費	103,145,681	125,945	0	125,945			
	委 託 料	41,320,939	42,565	0	42,565			
	修 繕 費	31,297,795	32,054	0	32,054			
	材 料 費	4,332,127	4,878	0	4,878			
	そ の 他	7,447,874	7,663	0	7,663			
小 計		187,544,416	213,105	0	213,105			
一般管理費	職 員 給 与 費	135,807,004	148,652	0	148,652			
	備 消 耗 品 費	1,795,624	1,630	0	1,630			
	通 信 運 搬 費	5,498,807	6,687	0	6,687			
	委 託 料	57,535,748	58,271	0	58,271			
	支 払 利 息	36,598,598	56,703	0	56,703			
	減 価 償 却 費	480,474,258	560,263	0	560,263			
	そ の 他	41,007,769	51,361	0	51,361			
小 計		758,717,808	883,567	0	883,567			
合 計 (Y)		1,518,283,715	1,693,292	0	1,693,292			
資 産 維 持 費 (Z)					405,041			
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)					2,098,333			

※支出の部の合計は営業費用に営業外費用を加えたものから材料売却原価、長期前受金戻入、資本費繰入収益、受託工事費を除いた金額となる。

(X)／((Y) + (Z)) * 100＝59.95

＜料金水準についての説明＞

・資産維持費については、償却資産額(建物、構築物等)の料金算定期間期首残高に、資産維持率を乗じて得た額を計上した。資産維持率は、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として3%とした。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

■目標

近年、全国的に自然災害が甚大化する傾向にあり、いつ大規模地震が発生してもおかしくないとされています。今後増加していく老朽化施設の更新を先送りすることは、その負担を次の世代へ引き継ぐことになるため、耐震化や長寿命化を図りつつ、着実に更新を進めていきます。令和元年度から計画に基づき着実に取組みを進めており、令和５年度末の指標は次のとおりとなっています。

指標	実績		目標	
	平成29年度	令和５年度	令和10年度	令和15年度
配水池の耐震化率	56.2%	88.1%	88%	99%
管路の耐震管率	29.4%	34.5%	35%	42%
重要給水施設配水管路の耐震管率	30.0%	40.1%	47%	55%
法定耐用年数超過設備率	29.6%	40.0%	※1 29%	※2 27%
法定耐用年数超過管路率	22.6%	22.6%	※3 36%	※4 48%

※１ 更新しない場合の令和10年度の法定耐用年数超過設備率は55%

※２ 更新しない場合の令和15年度の法定耐用年数超過設備率は68%

※３ 更新しない場合の令和10年度の法定耐用年数超過管路率は41%

※４ 更新しない場合の令和15年度の法定耐用年数超過管路率は53%

■計画期間内に実施する主な投資の内容

限りある財源のなかで、「安全」「強靱」「持続」の観点から事業の選択と集中を行い、次のとおり水道施設・管路の整備計画をとりまとめました。

図表９ 施設整備年次計画

事業項目	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	投資額 (億円)
津田 深井戸掘替									←→		1.5
三ヶ山 配水池 耐震補強		←→									1.2
津田 排水処理施設 更新	←→										7.6
三ツ松・三ヶ山 電気・ポンプ設備 更新			←→								12.1
津田 設備等 改修							←→				2.1
老朽管布設替 更新	←→										51.0

期間中の投資額合計は約75.5億円

② 収支計画のうち財源についての説明

■目標

水道施設の機能を維持するための更新や修繕、耐震化などに必要とする財源を確保し、収支の均衡に努めます。令和5年度末の指標の実績は次のとおりです。

指標	実績		目標	
	平成29年度	令和5年度	令和10年度	令和15年度
料金回収率	92.5%	88.5%	100%	100%
経常収支比率	100.6%	97.5%	100%	100%

■財源の積算の考え方

○収益的収入

給水収益 (料金収入)	- 年間有収水量に供給単価を乗じて算定する。 - 供給単価については、近年の減少傾向を反映して設定（令和5年度実績から令和6年度以降、前年度比99.8%）する。（令和2年度から令和4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症への経済的支援として基本料金の減額を行ったため、異常値として除外した。） - 令和6年度以降の年間有収水量は水需要予測結果に基づくものとする。
受託工事収益	物価上昇率を勘案し、令和3年度から令和5年度の平均値に令和6年度は2%の増加、令和7年度にさらに2%の増加を見込み、令和8年度以降は令和7年度の数値で一定とする。
その他営業収益	令和3年度から令和5年度の平均値で一定とする。
補助金	計上しない。
長期前受金戻入	- 既存施設については、財源別予定固定資産明細表に基づいて設定する。 - 新規施設については、「国庫（府）補助金」、「他会計負担金」、「工事納付金（工事負担金）」分の工事費を工種別に整理し、残存価格として10%を考慮した上で構造物の償却率は1.8%（耐用年数58年と設定）、機械・電気設備（機械・電気・計装）の償却率は6.2%（耐用年数16年と設定）、管路の償却率は2.7%（耐用年数38年と設定）で計算する。
その他営業外収益	
受取利息	- 預金利息は、令和5年度の数値で一定とする。 - 貸付金利息は、一般会計・病院事業会計への長期貸付金の受取利息を計上する。
他会計負担金	物価上昇率を勘案し、令和3年度から令和5年度の平均値に令和

	6年度は2%の増加、令和7年度にさらに2%の増加を見込み、令和8年度以降は令和7年度の数値で一定とする。
受託工事収益	● 物価上昇率を勘案し、令和4年度・令和5年度の平均値に令和6年度は2%の増加、令和7年度にさらに2%の増加を見込み、令和8年度以降は令和7年度の数値で一定とする。
資本費繰入収益	● 企業債元金償還に対する繰入金を計上する。
雑収益	● 令和3年度から令和5年度の平均値で一定とする。

○資本的収入

企業債	● 建設改良費（職員給与費除く）から工事負担金など（国・都道府県補助金、他会計負担金、工事納付金）の収入を除いた額に起債比率を乗じて算定する。令和6年度の起債比率は35%とし、令和7年度以降の起債比率は50%で一定とする。
他会計負担金	● 資本費繰入収益に1,000千円を加算した額で一定とする。
工事負担金	● 令和3年度から令和5年度の平均値で一定とする。
他会計出資金 他会計補助金 他会計借入金 国（府）補助金 固定資産売却代金	● 計上しない。
その他（他会計貸付金回収金）	● 令和7年度まで125,625千円、令和8年度から令和17年度まで115,625千円で一定とする。令和18年度以降は見込まない。令和8年度から令和10年度にかけて、令和6年度から令和8年度の債券で運用した投資100,000千円が毎年回収されると見込む。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■投資以外の経費の積算の考え方

○収益的支出

職員給与費	● 人件費の上昇を勘案し、基本給、手当、法定福利費、賞与等引当金繰入額は、令和5年度決算値に令和6年度は10%の増加、令和7年度にさらに10%の増加を見込み、令和8年度以降は（若干の上昇（0.5%）を考慮）一定とする。 ● 人件費の上昇を勘案し、退職給付費は令和3年度から令和5年度の平均値に10%の増加を見込み、令和7年度以降は令和6年度の数値で一定とする。
経費	
動力費	● 「年間給水量×動力費単価」により算定する。

	● 動力費単価は令和4年度の決算値（10.19円/m³）で一定とする。 ● 年間給水量は水需要予測結果に基づくものとする。
修繕費	● 物価上昇率を勘案し、令和3年度から令和5年度の平均値に令和6年度は2%の増加、令和7年度にさらに2%の増加を見込み、令和8年度以降は令和7年度の数値で一定とする。
材料費	● 物価上昇率を勘案し、令和3年度から令和5年度の平均値に令和6年度は2%の増加、令和7年度にさらに2%の増加を見込み、令和8年度以降は令和7年度の数値で一定とする。
受水費	● 年間受水量に受水費単価を乗じて算定する。 ● 年間受水量は年間給水量に48%を乗じて算定、年間給水量は水需要予測結果に基づくものとする。 ● 受水費単価は、物価上昇等による値上げを考慮し、令和10年度までは現行の72円/m³、令和11年度以降は77円/m³とする。
委託料	● 物価上昇率を勘案し、令和3年度から令和5年度の平均値に令和6年度は2%の増加、令和7年度にさらに2%の増加を見込み、令和8年度以降は令和7年度の数値で一定とする。
その他	● 物価上昇率を勘案し、令和3年度から令和5年度の平均値に令和6年度は2%の増加、令和7年度にさらに2%の増加を見込み、令和8年度以降は令和7年度の数値で一定とする。ただし、保険料・公課費・営業外受託の工事請負費については、令和4年度・令和5年度の平均値に令和6年度は2%の増加、令和7年度にさらに2%の増加を見込み、令和8年度以降は令和7年度の数値で一定とする。また、総係費の通信運搬費については、令和3年度から令和5年度の平均値に令和6年度は25%の増加を見込み、令和7年度以降は令和6年度の数値で一定とする。 ● 令和10年度から浄水場の排水を下水道へ放流することにより、令和10年度以降の配水及び給水費の光熱水費を300万円増加させる。
減価償却費	● 既存分の減価償却費に、新規投資分として令和5年度以降の投資に係る減価償却費を加算する。さらに資産減耗費を加算する。 ● 既存分の減価償却費は、財源別予定固定資産明細表に基づき設定する。 ● 新規投資分の減価償却費は、工種別に設定し、残存価格として10%を考慮した上で構造物の減価償却率は1.8%（耐用年数58年と設定）、機械・電気設備（機械・電気・計装）の償却率は6.2%（耐用年数16年と設定）、管路の償却率は2.7%（耐用年数38年と設定）で計算する。 ● 固定資産購入費分は、償却率20%（耐用年数5年と設定）で見込む。 ● 資産減耗費は、令和3年度から令和5年度の平均値で一定とする。
支払利息	● 旧債分と新債分に分けて算出する。

	● 旧債分の利息は企業債台帳を基に設定する。 ● 新債分の利息は、償還計算を設備については16年償還のうち3年据え置きで利率は2.0%、設備以外（土木構造物、管路）については30年償還のうち5年据え置きで利率は2.5%の借入れ条件で算出する。
その他営業外費用	● 物価上昇率を勘案し、令和3年度から令和5年度の平均値に令和6年度は2%の増加、令和7年度にさらに2%の増加を見込み、令和8年度以降は令和7年度の数値で一定とする。

○資本的支出

建設改良費	
工事費	● かいづか水道ビジョン2019中間検証報告書及び貝塚市経営戦略（令和6年度改定）において見直した施設整備計画に基づくものとする。
事務費	● 人件費（給料、手当等、賞与等引当金繰入額、法定福利費）は、令和5年度以降55,945千円/年（令和6年度予算額。その後、若干の上昇を考慮）で一定とする。 ● その他事務費は、令和6年度以降60,000千円/年で一定とする。
固定資産購入費	● 水質分析機器の更新予定費用を計上する。
企業債償還金	● 旧債分と新債分に分けて算出する。 ● 旧債分の元金は企業債台帳を基に設定する。 ● 新債分の元金は、償還計算を設備については16年償還のうち3年据え置きで利率は2.0%、設備以外（土木構造物、管路）については30年償還のうち5年据え置きで利率は2.5%の借り入れ条件で算出する。
その他	● 令和6年度から令和8年度にかけて、投資（債券での運用を予定）として毎年100,000千円を見込む。
他会計長期借入 返還金 他会計への支出金	● 計上しない。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等の導入等)	主に老朽管の更新において、設計施工一括発注方式（デザインビルド方式）などの民間手法の活用の調査・研究を進め、民間の資金・ノウハウ等の活用を検討する。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	各施設の機械・電気・計装設備については、専門の知識を有する職員が定期的に点検や整備を行っている。また、平成28年度からは設備管理システムを導入しており、設備の仕様のほか保守点検記録や修繕履歴等のデータの蓄積に努めている。また、管路についてはマッピングシステムに漏水事故の発生状況等を記録している。これらのデータを利用してアセットマネジメント手法を用い、今後の施設・管路の計画的な更新や保守点検計画に活用する。 特に、今後の更新事業の大半を占める老朽管布設替事業では、事業運営が継続できるよう経費の抑制を考えつつ、万一の災害時に備えて市民生活への影響を極力少なくするため対象管路を選択し、計画的に更新を進める。具体的には、これまでと同様、避難所や病院等重要給水施設に供給するルートを優先しつつ、主要管路である導水管、送水管及び口径150mm以上の配水管を計画的な更新の対象とし、150mm未満の配水管についてはメンテナンス（下記「その他の取組」参照）を実施し、取替が必要な管路は更新を行うことで、安全安心の確保に努める。 さらに、施工時には、軌道横断部等の配管ルート見直しや、使用水量の減少に応じた管路の口径のダウンサイジングも検討し、効率的な更新を実施する。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等の投資の平準化)	
広域化	他の水道事業体との連携について検討を進める。
その他の取組	毎年実施している管路の漏水調査は、早期の管路の修繕に役立ち、漏水事故を未然に防ぐことにつながっている。布設後50年を経過した管路については、点検回数を年3～6回に増やしており、引き続きメンテナンスを行う。また、水道管の劣化・漏水診断にAIや人工衛星を活用し、漏水調査効率の向上を図る手法や、スマートメーターを使った自動での検針、使用水量・料金等の情報をスマートフォンで提供できるアプリ等、新しい手法・技術の導入について費用対効果を考慮しつつ、調査・研究を進める。

② 財源について検討状況等

料 金	料金を据え置く場合、収益的収支の赤字額が増加していく見込みである。また、令和11年度には補填財源残高、いわゆる内部留保資金がマイナスとなり、投資にあてる資金が不足する見込みである。このため、総務省が経営戦略策定にあたり要求している経営指標である当面10年間に於いて収益的収支の黒字を維持するためには、期間内に於いて料金改定が必要となる。 収益的収支の赤字額解消には、まず支出を抑えて可能な限り合理化を図ることにより、収支バランスの改善に努めるが、それでもなお解消できない分については、市民・事業者及び議会からの理解を得ることが重要であることを鑑み、学識経験者を加えて設置する予定の経営審議会で、必要な料金改定などについて議論・検討する。
企 業 債	企業債の借入については、企業債残高の増加を抑制しつつ、利率の動向も見ながら活用を図る。
繰 入 金	水道施設の更新事業については国や府からの補助金を積極的に活用する。
資産の有効活用等 ⁽²⁾ による 収 入 増 加 の 取 組	老朽化や統廃合により使用しない遊休資産については、積極的に転用又は処分等を行う。
そ の 他 の 取 組	

2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	民間活用の調査・研究を進め、委託範囲の拡大などを検討する。
修 繕 費	前述の点検記録や事故記録、修繕履歴等の蓄積・分析を行う等、アセットマネジメントのレベルアップを図る中で、適切な時期に修繕を行っていく。
動 力 費	省エネルギーが可能な高効率ポンプやインバータ装置を導入し、太陽光発電設備を設置してきた。今後も施設の更新時には、省エネルギーに配慮した機器の選定を行うとともに、新たな自然エネルギーの活用についても検討する。
職 員 給 与 費	年齢及び勤続年数が偏ることのないように長期的な視点で職員を採用し、人材育成と技術継承に努める。また、組織間の情報共有を密にし、全職員が取組みに対する意思統一を図るなど組織力の強化に努める。
そ の 他 の 取 組	津田浄水場の浄水処理施設更新により浄水発生土の排出量を削減した。今後も施設の効率的な運用により、浄水発生土の更なる削減に努める。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略は、「かいづか水道ビジョン2019」と同様に、「計画の策定（Plan）、事業の推進（Do）、目標達成状況の確認（Check）、計画の見直し（Action）」といった一連のPDCA サイクルに基づき、また、社会情勢の変化への対応やお客さまの声を踏まえながら、きめ細かな見直しを行っていきます。

図表10 PDCA サイクルのイメージ

